平成２３年（フ）第１６０３号
京都市西京区松尾万石町15番地　ヴィラアルシオーネ202
破産者　今井栄志こと今井英二こと　陳　　栄華
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８９８号
京都市西京区大枝中山町３番地112　コートピア洛西303号
破産者　山田　英照
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
京都府亀岡市三宅町２丁目７番６号
破産者　吉田　浩司
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２００４号
大阪市平野区平野北１丁目４番５号　北ハイツ201
破産者　稲冨電気こと　稲冨　康久
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７８号
大阪府豊中市千成町１丁目６番13号
破産者　井戸　聖司
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地42棟106号、開始決定時の住所奈良市山町123番地の４
破産者　ミカサ・オートこと　樋木　茂光
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０４号
広島県廿日市市佐方１丁目８番41号
破産者　中村　春見
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３号
広島県呉市焼山西１丁目２番16号
破産者　山根　恵美（旧姓中田）
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５号
広島県庄原市中本町１丁目１番22号
破産者　長曽　敏美
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第６５号
山口県防府市鞠生町11―34　ハイツ宮本202、住民票上の住所山口県防府市華浦２丁目９番７号
破産者　竹本　龍夫
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
高知県土佐市高岡町甲627番地の２
破産者　高橋　孝徳
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第２８号
長崎県対馬市厳原町中村535小田コーポ302号室、住民票上の住所長崎県対馬市厳原町浅藻10番地
破産者　大畠　俊幸
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
熊本市南区島町１丁目９番15号、破産手続開始決定時の住所熊本市西区城山下代２丁目３番１号
破産者　濱﨑　哲彌
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５号
大分市金池町２丁目９番19―610号　ロフティ大分駅前
破産者　内山　勝行
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８８号
大分市敷戸台２丁目17番13号
破産者　秋好　惠三
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
宮崎県日南市園田１丁目９番42―302号
破産者　中村　勝彦
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第４９０号
愛媛県松山市竹原４丁目４番26号　マーベラスライフⅡ101号
破産者　小泉　理香
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２３号
千葉県習志野市実籾本郷２番19号
破産者　鳥越　英幸
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟302号
破産者　久木田信弘
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９４号
千葉県船橋市小室町904番地Ａ―５棟405号
破産者　菊池　京子
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係